

徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務仕様書

1 委託業務名称

徳島おどりフェスタ2025におけるドローンショー実施業務

2 業務目的

ドローンショーは、視覚と技術が融合した新しいエンターテインメントであり、ナイトタイムエコノミーにつながるため、話題の拡散や地域経済の活性化にも効果が大きいと見込まれる。

令和7年11月に開催予定の「徳島おどりフェスタ2025」において、徳島市中心市街地からの観覧を前提としたドローンショーを実施し、イベントの魅力を向上するとともに、ナイトタイムコンテンツの1つとして、滞在時間の長時間化や夜間の飲食・宿泊需要につなげていくことを目的に業務を委託するものである。

3 業務実施場所（予定）

離発着場所：眉山公園駐車場

観覧想定場所：藍場浜公園、新町川水際公園などを中心とした徳島市中心市街地

4 業務内容

（1）ドローンショーの実施

「徳島おどりフェスタ2025」においてドローンショーを実施するため、委託者と協議の上で次の内容の業務を実施する。

なお、ドローンショー1回当たりの時間は15分程度とし、用いるドローンは300機以上とすること。

ア ドローンショーの企画及び運営（リハーサル、予備日を含む。）

イ ドローンショーの構成、演出、デザインの制作

ウ ドローンショーにおける音源の制作

エ ドローンショー実施に向けた各種申請の代行

（2）その他

ア 打合せ協議（適宜）

イ その他ドローンショーの実施にあたって必要なこと

5 特記事項

（1）実施内容等は、委託者と十分協議をしながら事業を進めること。

- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、委託者と協議の上、対応すること。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物等は委託者に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (5) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。

6 委託期間

契約日から令和7年12月26日（金）まで

7 報告書の提出

- (1) 報告書（記録写真・動画等含む）
 - ・紙媒体 1部
 - ・電子媒体(PDF 又は Word 等編集可能な形式) 1部
- (2) 納入場所
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 観光スポーツ文化部 観光企画課 魅力アップ担当